

障害児に関する成果目標の考え方

1. 現 状

- 障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるように、障害種別ごとに分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設されたところ。

先の通常国会において成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法において、障害児福祉計画の策定が義務づけられることになった（従来は努力義務）ため、新たに障害児支援に係る成果目標を定める必要がある。

（障害児通所支援の全国的な状況）

- 都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援及び障害児相談支援の状況をみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1カ所以上が指定されている状況にある。

しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。

また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。

（参考）

・圏域ごとの事業所指定状況

- ・児童発達支援（児童発達支援センターを含む） 97.4%
- ・放課後等デイサービス 96.9%
- ・保育所等訪問支援 72.6%
- ・障害児相談支援 100%

[平成27年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

・圏域ごとの事業所の配置状況

- ・児童発達支援センター 65%
（保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター 58%）

[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

（個別課題1：医療的ニーズへの対応状況）

- こうした障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていない。

(参考)

○主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合

- ・児童発達支援 248カ所（事業所全体の6.3%）
- ・放課後等デイサービス 354カ所（事業所全体の4.1%）

[平成28年5月 国保連データ。重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計]

○ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む）が増加している。医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところである。

(個別課題2：放課後等デイサービスの質の向上)

○ 前述のような障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められている。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大をしているが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められている。

2. 国の成果目標

上記の現状を踏まえ、障害児福祉計画において、以下のとおり、「達成すべき基本的な目標」（成果目標）を設定することが考えられる。

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
- ③医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置
- ④放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上（都道府県のみ成果目標）